平成２１年（フ）第３７０号
埼玉県深谷市樫合154番地２
債務者　吉永　佳代
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４７号
埼玉県羽生市西５丁目23番地23
債務者　松本　香里
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２１号
愛知県稲沢市朝府町７番４―503号
債務者　宮崎マルジョリーこと　ＭＩＹＡＺＡＫＩ　ＭＡＲＪＯＲＩＥ　ＭＡＮＡＧＢＡＮＡＧ
１　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４２３号
長崎県長崎市城栄町28番14号、旧住所長崎県長崎市油木町５番15号
債務者　苑田　　悟
１　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
長崎県長崎市西町４番７号　ヴィラコート西町Ⅱ―101号
債務者　川口　明子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2476番地３
債務者　友成　健蔵
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷859番地
債務者　横尾　徳子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
長崎県長崎市上戸町３丁目２番36―301号
債務者　入江　英輔
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
長崎県長崎市琴海大平町1885番地、旧住所熊本県熊本市池田１丁目35番３―1002号
債務者　高瀬　　舞（旧姓西）
１　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１０８号
札幌市北区北30条西９丁目１番18号
債務者　大滝　久人
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２４号
札幌市手稲区曙７条１丁目11番１号
債務者　高松　久恵
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２５号
札幌市手稲区曙７条１丁目11番１号
債務者　高松　鴻治
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４９号
札幌市白石区本郷通９丁目北１番７―401号
債務者　鈴木恵太郎
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７４号
札幌市中央区南11条西７丁目２番７―403号
債務者　松本　憲仁
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８７号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目５番15―102号
債務者　佐野　貞博
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３０号
札幌市中央区南３条東１丁目１番地５　アイビーパレス31―201号
債務者　野村　義則
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８０号
札幌市厚別区大谷地東３丁目３番３―103号
債務者　前田　亮平
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９７号
札幌市白石区北郷４条13丁目２番２号　フレンドリーホクト202号
債務者　佐藤　　毅
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部